

大阪産業局 インドネシア月次レポート（5月号）

インドネシア現地サポートデスク

PT JAC Consulting Indonesia

～米国による相互関税措置の続報～

2025年4月に発表された米国の相互関税措置について、5月27日時点では目立った交渉の進展は確認されていません。一方、インドネシア政府は、米国との貿易関係の改善を目指し、液化石油ガスや大豆などの米国産品の輸入拡大を提案しています。それに伴い、現在主要な供給源となっているシンガポールからの輸入依存を見直す動きを見せています。こうした今後の動向については、次号以降でも継続的にお伝えしていく予定です。

～ビザ申請手続きの厳格化と最新動向について～

現在、インドネシアでは外国人に対するビザ手続きが厳格化されており、出張や赴任を予定されている方にとって、これまで以上に慎重な準備が求められています。背景には、インドネシア労働省内で発覚した職員による賄賂事件があります（5月20日時点）。この事件により、労働省内では8名の職員が処分され、人員の大幅な入れ替えが行われました。同時に、汚職撲滅委員会（KPK）による強い監視体制が導入された結果、ビザ申請者に対する細かなチェックが強化されています。最近では、書類の不備に対する指摘が増え、追加の資料提出を求められるケースも少なくありません。例えば、職歴や職務の経験年数がより厳格に確認されようになり、また本来不要であった会社の組織図の提出や、証明写真では襟付きの服の着用が求められるなど、新たな要件が加わりました。これにより、手続き全体において1週間以上の遅延が頻発しています。このような状況から、インドネシアへのお出張や赴任が決まった際は、これまで以上に早め（1ヶ月前を目途に）の準備と手続きを心がける必要があります。

～就労許可更新の手続き変更について～

インドネシアでは、外国人就労者が滞在許可（ITAS）の更新を行う際、これまで全ての申請がオンライン上で完結可能でした。以前は、本人確認のためにイミグレーション（入国管理局）を訪問し、写真撮影および指紋採取が必要とされていましたが、昨年より一時的にこの手続きが緩和されていました。しかしながら、外国人就労者に対する規制が再び厳格化される傾向にあり、2025年5月15日付のイミグレーション令 No.417 により、同手続きの実施が再度義務付けられました。そのため、今後はオンラインシステムにて事前に写真撮影の予約を行い、指定された日時にイミグレーションを訪問する必要があります。

～警察関連書類の制度変更について～

インドネシアではこれまで、外国人就労者が登録地域以外で滞在や移動を行う際には、警察署による事前の許可や届出が必要とされていました。実際に、SKJ（出張許可証）を取得していなかったことが原因で、行き先においてパスポートを一時的に没収されるといったトラブルも過去に発生しています。また、就労拠点となる地域では、所轄の警察署への届出書（STM）の取得が義務付けられていました。しかし、2025 年 4 月警察令 No.3 により、これらの制度に大きな変更がありました。新制度では、STM および SKJ の取得義務が原則として廃止され、従来各地の警察署を通じて行われていたこれらの手続きは、「SKK（警察証明書）」に統一化されました。SKK の取得は、現在ではジャーナリズム活動や研究など、特定の目的で滞在する外国人就労者のみに取得が求められます。ただし、インドネシアにおいてはこのような制度変更が直ちに全地域へ浸透するとは限らず、地域によって運用が異なる場合が多くあります。実際、ジャカルタやブカシといった都市部ではすでに新制度が導入されていますが、スラバヤやカラワンなどの他地域では STM が必要、スラバヤでは SKJ が発行可能など、制度がアップデートされないままに対応が継続されている事例もあります。このように、インドネシアでのビザおよび関連手続きは現在移行期にあり、地域ごとに対応にばらつきが見られる状況です。渡航・滞在を予定されている方は、現地の最新情報を随時確認のうえ、慎重に準備を進めていただきますようお願いいたします。

以上